昭和村
農業委員会だより

Showa-mura Agriculture Committee

第６号
2019.3
発行：昭和村農業委員会
（昭和村産業課内）

CONTENTS

千葉への視察研修……………………………… 2
活動報告……………………………………… 3
第45回群馬県こんにゃく立毛共進会選賞　4
農業経営士等認定書交付式
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する
法律の概要…………………………………… 5
農地中間管理機構について
収入保険制度について………………………… 6
トピックス…………………………………… 7
お知らせ……………………………………… 8

千葉への視察研修

秋の収穫も終盤となった十二月十日の早朝、視察先に向けて出発しました。

今回の視察先は、千葉県農林総合研究センター「東総野菜研究室」になります。ここでは、千葉県内の野菜栽培について研究を行っている施設で、主な野菜は、千葉特産のキャベツ、大根、ネギを主体に栽培管理や作業の効率化などを研究しているとのことで、実際の研究の成果や施設内の圃場の説明を受けて参りました。

そして、特に説明で顕著と感じたものは、千葉県では、野菜栽培の工程等を管理するためのシステムを開発し、運用しているとのことでした。このシステムは、名称を「農業ナビゲーション」といい、パソコン上で全体を栽培管理することで安定した栽培管理が行える、特に農薬の使用管理では、農薬の予防剤（ゼット・ボルドー等）と治療剤（アミスター等）について、治療剤を頻繁に利用することで起きる抵抗性の出現抑制に効果が得やすいとのことでした。

なお、千葉県では、今回の視察先の東総野菜研究室のほか、南部の温暖な地方では、園芸の研究室、北部では、水稲の研究室、そして、森林を専門とする研究室や全国唯一である落花生を専門とする研究室など、県内に十七箇所の研究室が設置されており、それぞれの地域の特性を活かした研究が行われているそうです。

また、3・11、東日本大震災では、津波による田畑の塩害の被害に対し、いち早く塩害の除去方法の周知等を行い、早期の生産体制への回復を支援した経緯もあり、本当に身近な研究室で地域間の細かな情報を生産者等と共有ができているのだと感じました。そして、大変参考となった研修を終え、一行は、海沿いの広大なキャベツ畑を車窓から眺めつつ、帰路につきました。

横坂

その他 活動報告

農業委員会では、毎月の総会で農地に関する議決をするほか、昭和村の農業のため、次のような現場活動も行っています。

農地パトロール

農業委員会では遊休農地を減らすための活動として、八月頃に村内農地の見回りを行い、利用状況を確認しました。田・畑として適切に耕作されているかどうかを見極め、村内農地のよりよい活用を目指しています。

盗難防止パトロール

二〇〇三年～二〇〇四年にかけてトラクターの盗難が相次いだことを踏まえ、農業委員会では、農機具に合わせて、収穫期を迎えた野菜や果樹の盗難抑制・防止のため、十一月頃から、村と協力して夜間のパトロールを行いました。また、パトロールに先立ち、沼田警察署・村協力のもと平成三十年十一月三日に出発式を開催し、盗難防止に向けた意思の統一を図りました。

出発式の様子

第45回 群馬県こんにゃく立毛共進会選賞

平成三十一年二月十三日（水）、こんにゃく研究会員の資質向上を図るとともに経営の改善に資するため、県内各主産地のこんにゃく栽培代表者による、「平成三十年度群馬県こんにゃく実績検討会」が実施され、経営実績の発表及び検討会が開催されました。

検討会の中で、「第四十五回群馬県こんにゃく立毛共進会表彰式」が行われ、本村からは四名の方が受賞されました。

▼優秀賞　農林水産大臣賞
狩野 和紀（永井上組）【品種名】あかぎおおだま 3年生

▼優秀賞　群馬県知事賞
堤　隆志（森下中組）【品種名】みやままさり　3年生

▼優等賞　群馬県議会議長賞
林　洋平（生越）【品種名】みやままさり　3年生

▼優等賞　群馬県蒟蒻原料商工業協同組合理事長賞
倉澤 貴幸（宮貝戸）【品種名】みやまさきり　1年生

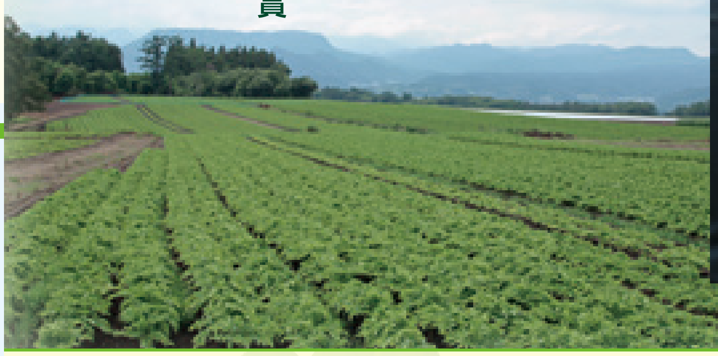

表彰式の様子（狩野 和紀さん）

農業経営士等認定書交付式

平成三十年十一月十六日（金）、県主催による群馬県農業経営士、農村生活アドバイザー及び青年農業士認定証書交付式が開催されました。これは、農業の発展や担い手人材の確保・育成と、地域の実践的なリーダーとしての活動を促進することを目的に県知事が認定するものであります。今回、新たに二名の方が認定され、現在、昭和村では、農業経営士十一名（名誉職含む）及び青年農業士十一名の方々がご活躍しています。

▼群馬県農業経営士認定者
古澤　実（松之木平第二）　露地野菜（レタス他）、果樹（りんご）

▼群馬県青年農業士認定者
堤　福夫（松之木平第一）　施設野菜・露地野菜（ホウレンソウ）

写真は左から、古澤さんご夫妻　堤 福夫さん

（平成30年11月16日施行）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要

背景

①全農地の約2割（93.4万ha）を占める相続未登記農地等は、共有者の探索等がネックとなり、農地の集積・集約化を阻害

②農作物栽培の効率化・高度化を図る観点から農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りしようとすると、農地転用許可が必要となり、農地のまま設置することができない。

法律の概要

1.相続未登記農地等の利用の促進

①所有者不明農地について、相続人の一人（固定資産税等を負担している者等）が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設、農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定（基盤強化法第21条の2～第21条の4、農地法第32条）

②共有持分の過半を有する者の同意（①のみなし同意を含む。）を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長（基盤強化法第18条第3項第4号、農地法第39条第3項）

相続人の貸付け意向等
↓
不明者の探索の要請【市町村】
↓
探索・公示【農業委員会】
↓
不明者のみなし同意
↓
農用地利用集積計画の作成・公告【市町村】
↓
農地中間管理機構への利用権の設定

2.底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い

①農業用ハウス（野菜栽培のみ）等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。（農地法第43条、第44条）

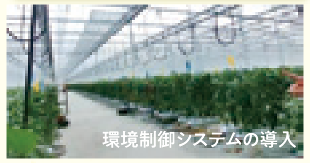
環境制御システムの導入

農地の貸し借りの新しい制度をご活用ください
あなたの大切な農地を農地中間管理機構へ

「農地中間管理事業」は、公的機関である農地中間管理機構が農地を貸したい農家から借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を図る担い手等へ貸し付ける制度です。

農地を貸したい方
農業振興地域内で耕作可能な農地に限ります

- 規模縮小を考えてる方
- 農地の受け手を探してる方
- 農業経営のリタイアを考えている方

※相談・お申し込みは市町村窓口へ

【出し手農家のメリット】
◎公的機関が農地を預かるので安心です。
◎契約期間終了後には、確実に農地が戻ります。
◎賃貸料は機構から口座振込されるので、確実に支払われます。
◎農地中間管理機構に農地を預けることにより機構集積協力金*が受けられます。（要件有）

農地を借りたい方

- 経営の規模拡大を目指す方
- まとまった農地で効率経営を目指す方
- 新規に農業参入を目指す方

※利用には応募が必要です
※機構または市町村へ応募してください

【担い手農家のメリット】
◎複数の出し手農家の農地を借りても、機構のみの契約となり、賃借料の支払いの手間が省けるので便利です。
◎まとまった農地を借りられ、農作業の効率化・コストダウンが可能です。

*機構集積協力金…地域集積協力金（地域の一定割合以上を機構に貸し付けた場合）、経営転換協力金（経営転換・リタイアする農業者へ）等

昭和村役場産業課、農業委員会までお問い合わせください。

農地の賃借料情報について

農地法第３条許可や農用地利用集積計画の公告により、平成30年１月から12月までの１年間に効力の発生した村内農地の賃貸借における賃借料情報を公表します。
農地の賃借料を決定する際の参考としてご活用ください。

昭和村農業委員会調べによる平成29年の賃借料水準

	平均	最高額	最低額	データ数
畑	30,000円	40,000円	20,000円	37筆
水田	ー円	ー円	ー円	ー筆

※水田データはありませんでした。　（10a当たり）

平成31年1月から全ての農作物を対象に収入減少を補てんする

農業経営収入保険が始まりました!

例えば… 基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%(保険80%+積立10%)、支払い率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金〈加入1年目〉

保険料(掛捨て)	7.8万円
積立金(掛捨てではない)	22.5万円
事務費	2.2万円
合　計	32.5万円

補てん金額

収入減少の程度(保険期間の収入)	補てん金の合計	保険方式(保険金)	積立方式(保険金)	補てん金を含めた保険期間の収入(対基準収入)
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

収入保険の補てんイメージ

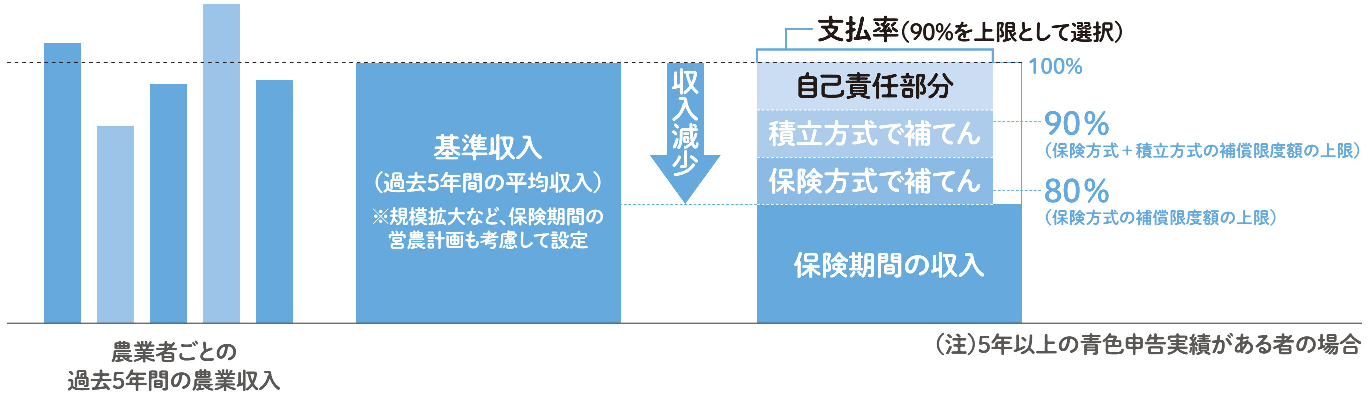

(注)5年以上の青色申告実績がある者の場合

「農業経営収入保険」にご加入いただくために 青色申告を始めましょう

- 「農業経営収入保険」にご加入いただくためには、正確な収入を把握するために、青色申告を継続して行っていることが要件となっています。
- 平成31年から新たに青色申告を始める場合、**3月15日まで**に、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

※詳しい内容については、NOSAIぐんま沼田支所(TEL 0278-23-5110)まで、お問い合わせください。

しょうわの農業女子

桐生市出身 **青木 渚さん**(24) 勤務先:㈲鳥山牧場

　牛との出会いは、高校生の時でした。動物に関係する仕事がしたくて、農業高校に進学、そこで牛と触れ合ったことで牛が大好きになりました。高校卒業後は、酪農を営む別の法人に就職しましたが、子牛の見守りに携わるうちに牛の一生のサイクルに興味を持ち、現在は、県内で繁殖成績がトップクラスである鳥山牧場に縁あって働かせていただいております。

　そして、現在の業務は、牛の異常の発見や発情牛の確認、牛の去勢から人工授精、そして、牛舎の掃除までと多岐にわたりますが、毎日多忙ながらも充実した日々を送っています。時には、牛同士のケンカに巻き込まれそうになったり、牛に蹴られたりと、危険な業務もありますが、その反面、私にすり寄ってきたり、無防備でうつろな表情を見ていると、とても癒し効果が絶大です。

　なお、去年の八月に、家畜人工授精士の資格を取得することができましたので、優れた牛の育成に努めていきながら、今後も仕事を通じ、自身が成長ができるよう、日々努力していきたいと思います。

昭和村出身(中野上) **吉澤 佳輝さん**(23) 猟友会所属

人を温められる農家へ

　学生時代、私は内向的で自分が農業をしていく上で劣等感や不安でいっぱいでした。しかし、就農して以来、農業者の集まりや勉強会に参加することで、農業に誇りを持って前に進んでいる方々に出会い、このままの自分ではいけないと気付かされました。

　それからは、農家の先輩方や祖母に教えてもらいながら、自分の農業をよりよくすることに動き始めました。また、2018年3月に開催した利根沼田ドリームプラン・プレゼンテーションに参加し、「自分の農業でどんな人でも輝かせられる人に」と題した夢を発表しました。結果は大賞を受賞することができ、これから農業を営む上で、誇りと自信を持つきっかけになりました。

　まだまだ未熟ですが、自分の課題を一つずつクリアして前へ進み、農業を通して人を明るくしていけたらなと思っています。

発行　昭和村農業委員会
〒379-1298　群馬県利根郡昭和村大字糸井388（昭和村役場産業課内）
TEL 0278(24)5111　FAX 0278(24)5254

農作業についてのお願い

堆肥や農薬の散布作業などは、農作物の生育に欠かせない作業でありますが、作業の仕方によっては苦情やトラブルの発生の原因となります。下記の注意点について、ご理解とご協力をお願いいたします。

●堆肥の悪臭について

堆肥の散布については、発酵した堆肥を適正量散布し、散布後は速やかに畑へすき込み、悪臭の発生防止に努めてください。畑に堆肥を積んだままにしないでください。臭いの発生や流出事故の原因となります。

●農薬散布について

住宅の周辺で農薬を散布する際は、事前に周辺住民にお知らせするなど、生活環境に十分配慮してください。また、周辺の農作物への飛散にも注意してください。散布の際には、天候や風向き、時間帯に注意するなど、飛散防止に努めてください。

●野焼きについて

野焼きは原則禁止となっています。村内では、営農のためやむを得ない野焼きは、村の焼却処分計画により、例外として行っています。村の処分計画を守り、周囲に迷惑をかけないよう、十分配慮し行ってください。また、村外での野焼きは、その市町村の方針に沿った対応をお願いします。

●農耕車に付着した土の処理について

トラクターやトラックなどでの農作業後、田畑から公道へ出る前にはタイヤ等に付着した土や堆肥を落としてから道路を走行するようお願いします。やむを得ず土や堆肥が道路に出てしまった場合は、速やかに片付けていただきますようお願いします。

●畑の作り出し耕作について

畑の作り出し耕作は、大雨時には土が流出し、水路がつまり水害事故の原因となる恐れがあります。決められた境界内での耕作をお願いします。また、表土流出防止対策としてグリーンベルトや土側溝の設置などをお願いします。

●路上での作業について

路上の駐車については、道路交通法により、駐車禁止場所や駐車方法が定められています。法令を遵守した駐車をお願いします。やむを得ず道路に車両を駐車して作業を行う場合は、法律を守り、交通状況に十分注意し、作業後は速やかに車両を移動するようお願いします。

※上記の各項目は、法律や条例等により規制及び処分の対象となる行為に関係します。他人に迷惑をかけないよう注意し農作業を行ってください。住民等から通報があった場合は、行政指導をすることがあります。
昭和村役場　産業課　TEL:0278-24-5111　FAX:0278-24-5254

編集後記

農業委員会だよりも今期最後の発行となりました。今まで、発行にあたりましてご協力いただきました方々に心より感謝申し上げます。

昨年は酷暑が続き、又台風等の被害で大変な一年でした。

今年は皆様にとりまして、良い一年でありますようお祈り申し上げます。（F）

⚠ 土壌消毒（クロルピクリン剤）・除草剤の使い方に気をつけて！ ⚠

おとなりさんも一生懸命作っている野菜です！

▼ 被害にあった事例 ▼

土壌消毒の影響で手前が枯れてしまったホウレン草

土壌消毒（クロルピクリン剤）を使用する際の注意点

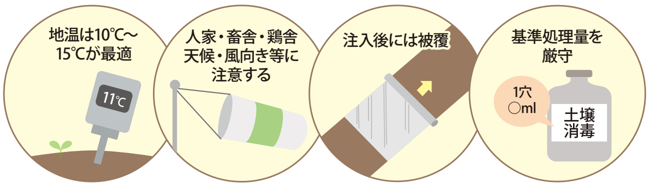

■ 飛散（ドリフト）防止対策の必要性

飛散した農薬が近隣の出荷間近の農作物に付着すると、その作物に適用のない農薬はもちろん、適用がある農薬でも残留基準を超えてしまう恐れがあります。このような場合、**飛散を受けた作物の生産者は、自らの責任が無いにもかかわらず出荷禁止となってしまうため、細心の注意が必要です。**

■ 飛散（ドリフト）低減の具体策

単独の対策ではその効果に限りがあるため、いくつかの対策を合わせて十分な効果を得る必要があります。

1. 散布時の風向きと風速に注意する
2. 散布圧力、風量に注意する。散布ノズルの交換（ドリフトレスノズル）
3. ほ場の端での散布は特に注意する
4. 遮蔽シート・ネットの設置や緩衝地帯・障壁作物の設置
5. 近接作物生産者相互の連携

農地法許可申請の受付締切日は
毎月20日～25日まで
（※土・日・祝日は受付しておりません。事前相談は忘れずに）

農振除外申請（前期分）の締切日は
2019年４月26日（金）まで